

社員が生き生きとやりがいを持ち生活改善を実現させるためにも！夏季手当3.0ヶ月獲得！

本部は5月26日、「2021年度年末手当に関する申し入れ」(国労闘申第13号)に対し、貨物会社の社員と家族の置かれている生活実態に基づく趣旨説明を行った。

趣旨説明では、国内情勢、経済動向、貨物会社の現状、社員の生活実態を中心に、「新型コロナウイルス感染症により、日本経済は厳しい落ち込みとなり、2021年1～3月期のGDPで前期比マイナス1.3%、個人消費は前期比マイナス1.4%となっている。

一方の貨物会社の2020決算は、巣ごもり需要を背景とする積合わせ貨物等の増により、単体・連結ともに黒字を確保し、11期連続経常黒字を確保している。

しかし21春闘では、ベア100円の原資である900万円の賃上げにも背を向け、コロナ禍の下、昼夜を問わず懸命に働く社員感情を逆なでするものとなっている。

新人事制度では、圧倒的多数の一般社員にとって、定期昇給額は以前より削減され、「基準額」に達すれば、昇給額は6割に削減される。

社員の生活は、賃金・生活実態アンケート調査結果で明らかのように、期末手当がなくてはならない「生活給」そのものである。感染の危機と隣り合わせで安全輸送の確保に向け奮闘している社員に、経営課題を優先することなく、労苦に応えるべきである。」と主張を行った。

経営課題優先を改め、社員の生活を優先すべき！社員が稼ぎ出した利益は、社員に還元すべきだ！

国労の趣旨説明に対し、会社より「新型コロナウイルスの状況では、現在、10都道府県に緊急事態宣言、8県にまん延防止等重点措置が発せられ、感染拡大や重症者数の増など深刻な状況が続いている。社内でもコロナ感染防止対策を徹底しており、指定公共機関として安全・安定輸送に向け物流を支えていることに感謝する。社内でも引き続き感染防止に努めていきたい。」としながらも、一方では「収入状況は対計画マイナス13億円と厳しい状況は続いている。回答に向け真摯に交渉していきたい。」との認識が示された。

(次回交渉は6月3日を予定)

2021年度夏季手当要求はこれだ！

1. 支払いは、2021年6月1日現在の基準内賃金の3.0箇月分とすること。
2. 支払日は、2021年6月30日までとすること。
3. 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
4. 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
5. 調査期間内に55歳に達した者、また、55歳以上の社員については、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
6. 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

